採血事業者は、特に初回献血者が抱いている不安等を払拭するため、採血の手順や採血後の過ごし方等について、映像やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図る。

採血事業者は、採血所における地域の特性に合わせたイメージ作りや移動採血車の外観の見直し等、なお一層のイメージアップを図り、献血者の増加を図る。

国及び都道府県は、採血事業者によるこれらの取組を支援することが重要である。

第三　その他献血の推進に関する重要事項

一　献血の推進に際し、考慮すべき事項

1　血液検査による健康管理サービスの充実

採血事業者は、献血制度の健全な発展を図るため、採血に際して献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。また、低色素により献血ができなかった献血申込者に対して、栄養士による健康相談を実施し、献血者の増加を図る。

国は、採血事業者によるこれらの取組を支援する。また、献血者の健康管理に資する検査の充実は献血の推進に有効であることから、本人の同意の上、検査結果を健康診査、人間ドック、職域検査等で活用するとともに、地域における保健指導にも用いることができるよう、周知又は必要な指導を行う。

2　献血者の利便性の向上

都道府県及び市町村は、これらの取組に協力する。

採血事業者は、安全性に配慮しつつ、効率的に採血を行うため、立地条件等を考慮した採血所の設置、地域の実情に応じた移動採血車による計画的採血等、献血者の利便性及び安全で安心な献血に配慮した献血受入体制の整備及び充実を図る。

都道府県及び市町村は、採血事業者と十分協議して移動採血車による採血等の日程を設定し、そのための公共施設の提供等、採血事業者の献血の受入れに協力することが重要である。また、採血事業者とともに、献血実施の日時や場所等について、国民に対して献血への協力が得られるよう、十分な広報を行う必要がある。

3　血液製剤の安全性を向上するための対策の推進

国は「輸血医療の安全性確保のための総合対策」に基づき、採血事業者と連携し、献血者に対する健康管理サービスの充実等による健康な献血者の確保、献血者の本人確認の徹底等の検査目的の献血の防止のための措置を講ずる等、善意の献血者の協力を得て、血液製剤の安全性を向上するための対策を推進する。

4　採血基準の在り方の検討

国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しの検討を行う。

5　まれな血液型の血液の確保

採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼する。

国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査する。

6　二〇〇ミリリットル全血採血の在り方について

国、都道府県、市町村及び採血事業者は、血液製剤の安全性、製造効率、医療機関の需要の観点から、献血を推進する上では、四〇〇ミリリットル全血採血を基本として行う必要がある。

しかしながら、将来の献血基盤の確保という観点からは、若年層の献血推進が非常に重要であることから、若年層に対しては、学校と連携して「献血セミナー」を実施する等、周知啓発の取組を積極的に行うとともに、初回献血を中心に二〇〇ミリリットル全血採血を推進することが重要である。

二　血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応

国、都道府県及び採血事業者は、赤血球製剤等の在庫水準を常時把握し、在庫が不足する場合又は不足が予測される場合には、その供給に支障を及ぼす危険性を勘案し、国及び採血事業者が策定した対応マニュアルに基づき、早急に所要の対策を講ずることが重要である。

三　災害時等における献血の確保等

国、都道府県及び市町村は、災害時等において献血が確保されるよう、採血事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な広報手段を用いて、需要に見合った広域的な献血の確保を行うとともに、製造販売業者等の関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。また、採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受入れに協力する。

平成二十三年三月の東日本大震災により、東北地方の一部の地域（岩手県、宮城県、福島県）で献血の受入れができない状況となったが、全国の非被災地において被災地域の需要分を加えた献血血液を確保することによって、血液製剤を安定的に供給することができた。今後も、献血血液の確保に支障を来さないよう、継続的に全国的な献血の推進を図っていくことが重要である。

また、東日本大震災の際には、停電や一般電話回線（携帯回線を含む。）の輻輳（ふくそう）により、通信手段の確保が困難となったほか、精油所等の被災や燃料の流通に支障が生じたことにより、移動採血車等の燃料の確保も困難となった。このことから、国、都道府県、市町村及び採血事業者は、災害時等に備えた複数の通信手段の確保や燃料の確保が確実に行われるよう対策を講ずる必要がある。

四　献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

国、都道府県及び市町村は、献血推進のための施策の短期的及び長期的な効果及び進捗状況並びに採血事業者による献血の受入れの実績を確認し、その評価を次年度の献血推進計画等の作成に当たり参考とする。また、必要に応じ、献血推進のための施策を見直すことが必要である。

国は、献血推進運動中央連絡協議会等の機会を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について献血推進活動を行うボランティア組織と認識を共有し、必要な措置を講ずる。

採血事業者は、献血の受入れに関する実績、体制等の評価を行い、献血の推進に活用する。

○農林水産省告示第七百七十六号

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十五条の三（同法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）並びに水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）第十四条第一項、第十五条、第五十八条第七項、第二百十八条第二項及び第三項並びに第二百二十四条第一項第十九号の規定に基づき、水産業協同組合法施行規程（平成二十年二月二十八日農林水産省告示第三百十六号）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月三十一日から施行する。

平成二十四年三月二十一日　農林水産大臣　鹿野　道彦

第三条第三項第一号及び第二号を次のように改める。

一　共済掛金積立金等余剰部分　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合計額を控除した額

イ　共済掛金積立金（規則第五十八条第一項第一号に掲げる共済掛金積立金をいう。以下同じ。）及び未経過共済掛金（同項第二号に掲げる未経過共済掛金をいう。以下同じ。）の合計額

ロ　共済契約の締結時の費用を共済掛金払込期間にわたり償却する方法その他これに類似する方法により計算した共済掛金積立金の額に未経過共済掛金を加えた額又は保有する共済契約が共済事故未発生のまま消滅したとして計算した支払相当額のうちいずれか大きい額

ハ　支払余力比率（規則第二百十七条に規定する支払余力比率をいう。以下同じ。）の算出を行う日（以下「算出日」という。）において、規則第五十八条第五項の規定に基づき積み立てた共済掛金積立金の額を積み立てていないものとして、法第十五条の十八第一項（法第九十六条第一項及び第百条の八第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき共済計理人が行う確認その他の検証により、積み立てておくことが必要である共済掛金積立金の額

二　契約者割戻準備金未割当部分　契約者割戻準備金のうち、共済契約者に対し契約者割戻しとして割り当てた額を超える額